

おしごと広場みえ運営事業及び就職相談アドバイザー事業に係る業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務を行う目的

本事業では、若者の就労支援を総合的にワンストップで提供する「おしごと広場みえ」において、県内での就職を希望する若年求職者等のニーズに応じたきめ細かな就労支援サービスを提供するとともに、企業の人材確保に対するニーズに対して、県等が取り組む各種U・Iターン事業等に参加体験した若年求職者等を、同所が実施する就労支援サービス等に誘引することで、県内企業の人材確保と若者の県内定着につなげていきます。

また、「ええとこやんか 三重移住相談センター」へ就職相談アドバイザーを配置することで首都圏等からの人材還流の取組との連携強化を図ります。

2 企画提案コンペを行う目的

事業を実施するにあたり、若年求職者等の広範囲なニーズ把握と高い専門性を生かすことが求められ、「おしごと広場みえ」と首都圏就職相談アドバイザー双方の運営に係る総合的な企画力や、企業の人材確保に係る効果的な支援体制等を構築する能力のある事業者を選定します。

3 委託業務の内容（詳細は別紙事業仕様書のとおり）

- （１）委託業務名 おしごと広場みえ運営事業及び就職相談アドバイザー事業に係る業務委託
- （２）委託期間 令和２年４月１日から令和３年３月３１日までとする
- （３）業務内容 別添「おしごと広場みえ運営事業及び就職相談アドバイザー事業に係る業務委託事業仕様書」のとおりのとおり

4 契約上限額

３３，４６８，２３７円（消費税及び地方消費税を含む）

この金額は、おしごと広場みえ運営事業及び就職相談アドバイザー事業の両事業を合算した経費です。

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者としします。

- （１）当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- （２）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- （３）三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しない者であること。
- （４）三重県税又は地方消費税について未納のない者であること。
- （５）別添事業仕様書 第６実施体制（職員の配置）の２（２）に記載する必要な体制要件を具備している者であること。

6 提出書類、提出期限及び提出先

参加を希望する場合は、次の必要書類を持参又は郵送等により提出してください。（郵送等で

提出する場合は、提出期限までに提出先に到達するよう投函し、電話にて雇用対策課に書類の受理を確認して下さい。)

提出期限：令和2年3月16日(月) 午後5時必着

提出先：下記21に記載する連絡先

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)・・・1部
必要な場合は、委任状(第2号様式)1部を提出すること。
- (2) 登記簿謄本又は登記事項証明書(法人の場合。商号、所在地、代表者、(資本金等)の事項が記載されているもの 写し可)・・・1部
- (3) 身分証明書(個人の場合。身元証明書。本籍地市町村長証明のもの。写し可)・・・1部
- (4) 成年被後見人、被保佐人等について登記されていないことの証明書(個人の場合。写し可)・・・1部
- (5) 「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)(有料)」(税務署発行6ヶ月以内のもの)の写し・・・1部
- (6) 「納税確認書」(県税事務所発行6ヶ月以内のもの)の写し(三重県内に本支店又は営業所等がある場合)・・・1部
- (7) 契約実績証明書(様式1)・・・1部
- (8) 別添事業仕様書 第6実施体制(職員の配置)の2(2)に記載するキャリアコーディネーターの資格が確認できる書類の写し・・・1部

7 提出を求める企画提案資料、提出期限及び提出先

参加を希望する場合は、次の必要書類を持参又は郵送等により提出してください。(3月20日から提出期限までの間に到達するよう提出してください。なお、郵送の場合は、投函した旨を電話でご連絡ください。)

提出期限：令和2年3月23日(月) 午後5時必着

提出先：下記21に記載する連絡先

- (1) 企画提案書・・・10部(正1部、写し9部)
別紙仕様書に沿って作成すること。A4で15枚以内とします。
原則A4版で、長辺側を綴じてください。様式は自由とします。
なお、仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書には、その内容をもとに可能な限り具体的な提案を企画提案書にまとめてください。また、企画提案に関する有効な資料や団体概要及びパンフレット等、過去3年間に同様の事業に取り組んだ実績がある場合は、可能な限りその資料(概要で可)を添付して下さい。
- (2) 経費見積書(様式は自由)・・・10部(正1部、写し9部)

8 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「おしごと広場みえ運営事業及び就職相談アドバイザー事業に係る業務企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において審査のうえ、最優秀提案を選定します。なお、選定委員会において提案者によるプレゼンテーションを実施します。

- (1) 第1次審査の実施(適否評価)の実施
実施日時 令和2年3月25日(水)
(ただし申し込み数が少ない場合は、第1次審査を省略することがあります。)
- (2) 第2次審査の実施(プレゼンテーション審査)の実施

実施日時 令和2年3月27日(金)午前(予定)

9 プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションの詳細は、事前に提案者へ企画提案資料記載の連絡先へファクシミリ又は電子メールにて連絡します。

(1) 日時：令和2年3月27日(金)午前(予定)

(2) 場所：県庁8階 第801会議室

10 最優秀提案の選定方法

以下の項目により、総合的に評価して選定します。

(1) 目的性：委託目的と提案内容が合致し、求職者及び企業に対する支援内容は適切か

(2) 企画性：利用促進のため、業務の実施に対する独自の工夫がみられるか(広報も含む)

(3) 適格性：提案内容と実績から見て受託能力があるか また、実施体制は適切か

(4) 業務遂行方法：関係機関との連携は適切か 施設の維持管理体制と利用者の利便性向上及び安全性の確保(個人情報保護)に配慮がみられるか

(5) 経済性：事業の実施に必要な経費が事業内容から見て適切に見積もられているか
特に(1)及び(2)について、より具体性のある提案をお願いします。

11 最優秀提案の選定結果

最優秀提案が決定した後に、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

12 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和2年3月10日(火) 正午まで(必着)

(2) 質問の方法

持参、ファクシミリ、電子メール(ファクシミリ、電子メールの場合は電話にて着信の確認を行ってください)。なお、質問文書には回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記して下さい。

(3) 質問に対する回答

電子メール、ファクシミリ、電話等のいずれかにより回答します。また、令和2年3月13日(金)までに本企画提案コンペ公告(本HP)にて掲載します。

13 契約方法に関する事項

最優秀提案事業者と契約条件及び業務実施内容を協議のうえ、委託契約を締結します。

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付す

る契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。
- (4) 契約は、三重県雇用経済部雇用対策課において行います。
- (5) 当該企画提案コンペの落札決定の効果は、令和2年度予算発効時において生じます。

1.4 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

1.5 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

- (1) 委託料の支払いは、毎年度委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。

なお、就職相談アドバイザー事業の委託料は、当該事業の契約額相当分を上限に、受託者が委託事業を実施するに要した金額とします。

- (2) 上記にかかわらず、本業務を実施するにあたり県が概算払いをする必要があると認める場合には、概算払いをすることができるものとします。

1.6 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

1.7 個人情報の保護

- (1) この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければなりません。
- (2) 三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に、委託を受けた事務に従事している者、もしくは従事していた者等に対する罰則を規定しているため留意してください。

1.8 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

1.9 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、

発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が (1) イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 7 条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

2 0 その他

- (1) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。
- (2) 提出のあった企画提案資料は返還しません。
- (3) 提出いただいた提案資料については「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。
- (4) 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (5) 委託業務の実施にあたっては、実施内容を三重県雇用経済部雇用対策課と協議しながら進めるものとし、必要に応じて業務打ち合わせを行うものとします。
- (6) その他必要な事項は、「三重県会計規則」の規定によるものとします。
- (7) 本仕様書及び業務仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度協議のうえ決定することとします。

2 1 連絡先

〒514-8570 津市広明町 13 番地

三重県雇用経済部 雇用対策課 若者・女性雇用班 担当：伊藤、中村

TEL：059-224-2465 FAX：059-224-2455 E-mail：oshihiro@pref.mie.lg.jp